ロ　当該土地が、被災代替建物の敷地の用に供されると見込まれる土地であることを明らかにする書類
ハ　当該登記を受けようとする者が前条第二項第四号に掲げる者である場合にあつては同号イからハまでに掲げる書類
二　法第八十四条の五第一項の規定の適用を受けようとする土地が、被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地である場合　次に掲げる書類
イ　前号イに掲げる書類
ロ　当該土地が、被災代替建物の敷地の用に既に供されている土地であることを明らかにする書類
ハ　当該土地に係る被災代替建物が施行令第四十四条の二第三項に規定する建物（同項第三号に係るものに限る。）に該当する場合には、前条第四項に規定する証明に係る書類の写し

第三十三条第一項第二号中「第八十七条の七第一項」を「第八十七条の五第一項」に改め、同条第二項第三号及び第三項中「第八十七条の七第二項」を「第八十七条の五第二項」に改める。

第三十五条中「第八十七条の七第一項」を「第八十七条の五第一項」に改める。

第三十六条第一項中「いう」の下に「。第三十七条の三の二において同じ」を加え、同条第二項及び第三項中「第八十七条の七第一項」を「第八十七条の五第一項」に改める。

第三十七条の二第一項第一号中「この号及び第三十九条の四において同じ。）（」を「この章において同じ。）（」に改める。

第三十七条の三の次に次の一条を加える。

（納税義務の免除の特例の適用を受けない旨の届出書の記載事項）

第三十七条の三の二　法第八十六条の五第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の名称（代表者の氏名を含む。以下この号及び次項第一号において同じ。）、納税地（納税地と本店又は主たる事務所の所在地が異なる場合には納税地及び本店又は主たる事務所の所在地。以下この号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、名称及び

二　設立の年月日

三　課税期間の初日及び末日

四　法第八十六条の五第四項の規定の適用を受けようとする各課税期間のうち最初の課税期間の初日の年月日

五　その他参考となるべき事項

2　法第八十六条の五第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出者の氏名又は名称、納税地（納税地と住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この号において「住所等」という。）とが異なる場合には、納税地及び住所等。以下この号において同じ。）及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び納税地）

二　課税期間の初日及び末日

三　法第八十六条の五第五項の規定の適用を受けようとする各課税期間のうち最初の課税期間の初日の年月日

四　その他参考となるべき事項

（輸出酒類購入記録票等の記載事項等）

第三十七条の四　施行令第四十六条の八の二第二項第一号イに規定する購入の事実を記載した書類は、消費税法施行規則第六条第三項各号に掲げる事項を記載した同条第一項に規定する書類に、当該免税酒類（施行令第四十六条の八の二第一項に規定する免税酒類をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）の税率の適用区分（品目を含む。以下この条、第三十七条の四の三及び第三十七条の四の四において同じ。）及び当該区分ごとの数量を付記したものとする。

2　施行令第四十六条の八の二第二項第一号ロに規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類は、消費税法施行規則第六条第四項に規定する書類に、当該免税酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量を付記したものとする。

3　施行令第四十六条の八の二第二項第二号ロに規定する財務省令で定める書類は、消費税法施行規則第六条第五項に規定する書類に、当該免税酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量を付記したものとする。

4　施行令第四十六条の八の二第五項に規定する財務省令で定める書類は、消費税法施行規則第七条の二第一項前段に規定する書類に、当該免税酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量を付記したものとする。

5　消費税法施行規則第六条第九項の規定は第一項から第三項までの書類への当該免税酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量の記載について、同条第十項の規定は第一項に規定する購入の事実を記載した書類について、同令第七条の二第一項後段の規定は第三項の書類につき当該免税酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量の記載が省略された場合における第四項の書類について、それぞれ準用する。この場合において、同令第六条第九項中「前各項の規定により」とあるのは「租税特別措置法施行規則第三十七条の四第一項から第三項までの規定により」と、「事項の全部又は一部」とあるのは「免税酒類（租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第一項に規定する免税酒類をいう。以下この項及び第七条の二第一項において同じ。）の税率の適用区分（品目を含む。以下この項及び第七条の二第一項において同じ。）及び当該区分ごとの数量」と、「輸出物品販売場（法第八条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。次条から第十条までにおいて同じ」とあるのは「輸出酒類販売場（租税特別措置法第八十七条の六第七項に規定する輸出酒類販売場をいう」と、「事業者」とあるのは「酒類製造者」と、「令第十八条第二項各号」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第二項各号」と、「免税対象物品」とあるのは「免税酒類」と、「譲渡」とあるのは「販売」と、「を前各項」とあるのは「を租税特別措置法施行規則第三十七条の四第一項から第三項まで」と、「、前各項」とあるのは「、これら」と、「全部又は一部の事項」とあるのは「免税酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量」と、同条第十項中「第一項に規定する購入の事実を記載した書類（令第十八条第二項第二号に定める方法により消耗品を購入する場合における第一項に規定する購入の事実を記載した書類を含む。）」とあるのは「租税特別措置法施行規則第三十七条の四第一項に規定する購入の事実を記載した書類」と、同項第三号中「法第八条第一項の規定の適用を受けた物品」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けた酒類」と、「物品の譲渡」とあるのは「酒類の移出」と、「消費税額（当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含む。次号において「消費税額等」という。）」とあるのは「酒税額」と、同項第四号中「物品」とあるのは「酒類」と、「法第八条第三項」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第三項」と、「消費税額等」とあるのは「酒税額」と、同令第七条の二第一項後段中「この場合において、当該運送契約に係る同条第五項又は第八項」とあるのは「租税特別措置法施行規則第三十七条の四第三項」と、「同条第九項」とあるのは「同条第五項の規定により読み替えられた消費税法施行規則第六条第九項」と、「当該事項の全部又は一部」とあるのは「当該免税酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量」と、「、当該事項」とあるのは「、当該免税酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量」と、「当該契約書に」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第二項第二号に規定する運送契約に係る契約書に」と読み替えるものとする。

（輸出酒類販売場における購入者誓約書等の保存等）

第三十七条の四の二　消費税法施行規則第七条第一項及び第二項の規定は、法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けようとする輸出酒類販売場（同条第七項に規定する輸出酒類販売場をいう。次条から第三十七条の四の六までにおいて同じ。）を経営する酒類製造者による書類の保存について準用する。この場合において、同令第七条第一項中「法第八条第一項の規定の適用を受けようとする輸出物品販売場を経営する事業者は、令第十八条第二項第一号ロ及び第四号に規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類（同条第三項の規定により提供を受けた電磁的記録（法第八条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）を含む。）、令第十八条第二項第二号イ及び第五号」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けようとする輸出酒類販売場（同条第七項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下この項及び次項において同じ。）を経営する酒類製造者は、租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第二項第一号ロ」と、「電磁的記録を含む。）、同条第二項第三号ロ及び第六号に規定する書類並びに同項第一号ハに規定する旅券等の写し（同条第四項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。）」とあるのは「電磁的記録（同法第八十七条の六第二項に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。）を含む。）及び同令第四十六条の八の二第二項第二号ロに規定する書類」と、「、法」とあるのは「、消費税法」と、「納税地又は当該譲渡に係る輸出物品販売場の所在地」とあるのは「当該